

福岡市 路上違反広告物追放登録員制度 (市民ボランティア) についての 説明資料



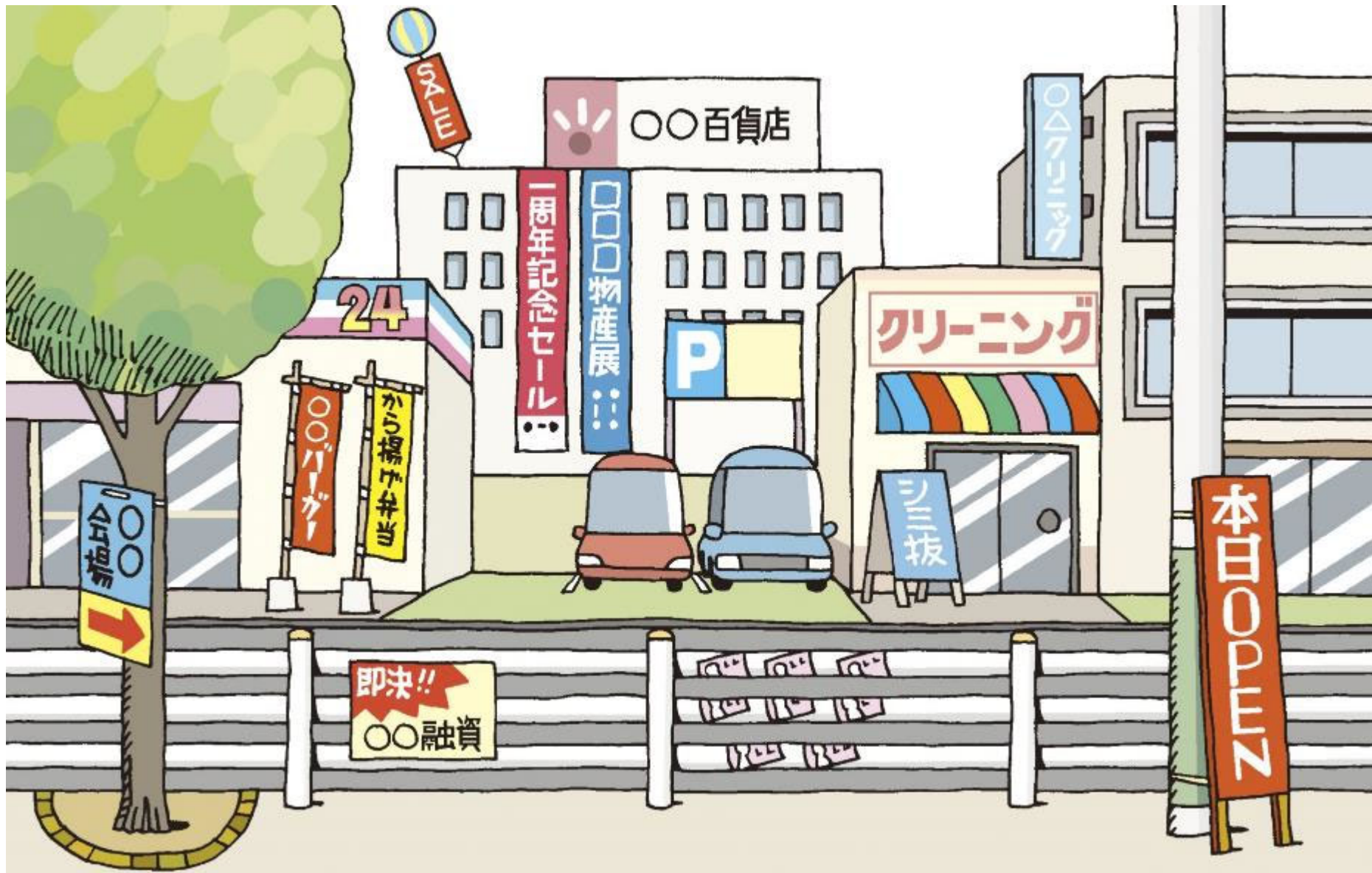
福岡市 住宅都市局 都市景観室

目次

- I こんな光景、見かけませんか？
- II 市民ボランティア制度とは
- III 除却活動について
- IV その他（代表者さま向け）

I こんな光景、見かけませんか？

I こんな光景、見かけませんか？



I こんな光景、見かけませんか？



※福岡市屋外広告物条例に違反しています。

I こんな光景、見かけませんか？

見た目も悪いし、
事故にもつながりかねない…

違反広告物なら
勝手に撤去できるのかな？



I こんな光景、見かけませんか？

≫ 勝手に撤去することはできません！

(法的な根拠が必要です)



じゃあ、誰が撤去しているの？

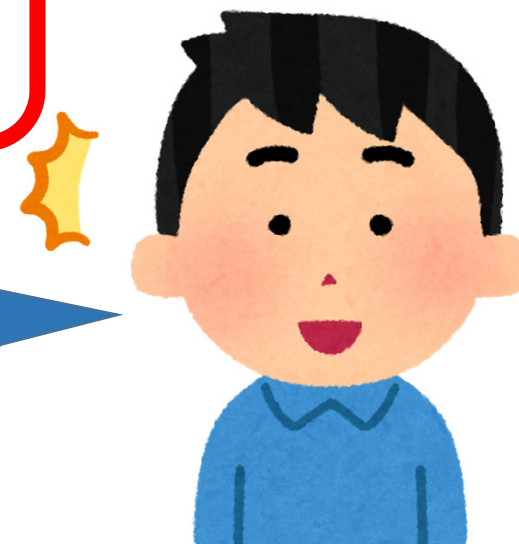


I こんな光景、見かけませんか？

【福岡市における違反広告物対策】

- ①業者による調査結果や通報等に基づき、違反者に対し、口頭や文書等で指導
- ②業者による定期的な除却（撤去）
- ③市民ボランティア制度により市から委任を受けた登録員による除却作業

え！ボランティアなら撤去できるの！？



Ⅱ 市民ボランティア制度とは

Ⅱ 市民ボランティア制度とは

自分たちで違反広告物を撤去して、
住みよいまちにしたい！



「福岡市路上違反広告物追放登録員制度」
を活用しませんか！？

市が違反広告物の除却権を市民ボランティアの
の方々に委任し，除却活動を行っていただく制度



Ⅱ 市民ボランティア制度とは

福岡市 屋外広告物の手びき

【路上違反広告物追放登録員（市民ボランティア）制度】



詳しい資料はこちら！
次のページから
概要を説明します

福岡市HPから
ダウンロード
できます！

〇〇●年●月

福岡市住宅都市局都市景観室

福岡市 路上違反

検索

Ⅱ 市民ボランティア制度とは

手びき p6

活動するには…

「推進団体」として市より認定を受けてください

認定を受けて、活動したい！
どうすれば認定を受けられるの？



福岡市役所 住宅都市局
都市景観室
にご相談ください！

まずはお電話を！

Ⅱ 市民ボランティア制度とは

手びき p6

認定要件…

認定を受ける場合は、以下の2つの要件をどちらも満たす必要があります

- ①登録員2名以上で構成している団体であること
- ②登録員は、18才以上で、市内に居住又は通勤・通学している方



Ⅱ 市民ボランティア制度とは

手びき p6



Ⅲ 除却活動について

Ⅲ 除却活動について

手びき p2

- ◆ 簡易除却できる広告物の条件
次の①～④の条件をすべて満たす
広告物を除却してください。



Ⅲ 除却活動について

除却できる広告物の条件①

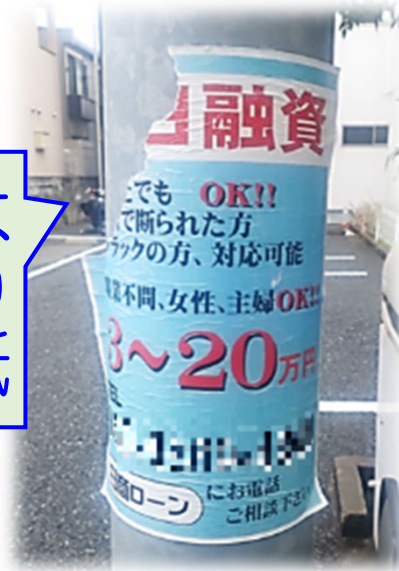
手びき p2

【広告物の種類】

「はり紙」
「はり札」
「立看板」
である。

はい

はり紙



はり紙



はり札



立看板



Ⅲ 除却活動について

除却できる広告物の条件②

手びき p2

【設置場所】

電柱などの
「禁止物件」に
表示・設置
されている

はい

街路樹



信号機



電柱



ガードレール



Ⅲ 除却活動について

除却できる広告物の条件③

手びき p3

【広告主】

公共団体や
公共的団体
以外の人が
表示している

はい

この人たちは
表示することを認められています

公共団体
(国、県、市、警察 等)

公共的団体

日本赤十字社
独立行政法人都市再生機構
福岡市住宅供給公社
福岡県住宅供給公社
福岡北九州高速道路公社

Ⅲ 除却活動について

除却できる広告物の条件④

手びき p3

【広告内容】

広告物の
内容が
A~D以外の
内容である

はい

この内容の広告物は
表示することを認められています

A：選挙運動

B：災害や事故対応

C：道路工事

D：所有者が
管理上必要な表示

Ⅲ 除却活動について

手びき p3

①～④すべての条件を満たす広告物

簡易除却可能

撤去してOK!



Ⅲ 除却活動について

◆ これらの広告物は**除却しない**てください

手びき p3



置き看板



カラーコーンに貼ったもの



のぼり旗



店先に設置している
広告物

(管理者がすぐ近くに
いる広告物)



簡易除却が可能な条件を
満たしていません

Ⅲ 除却活動について

◆ これらの広告物は**除却しない**てください

手びき p3



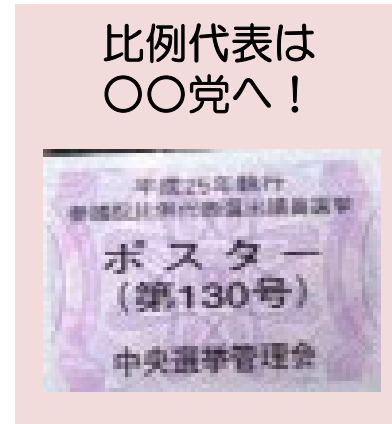
電柱巻付看板



市役所・区役所などの
公共団体が表示
しているはり札



工事
の看板



選挙用ポスター



民有地内の看板

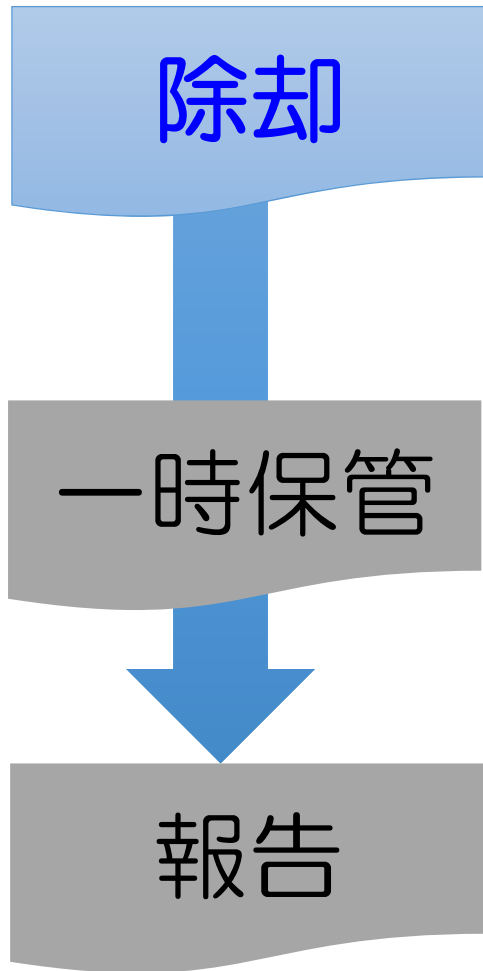


違反広告物ではありません

Ⅲ 除却活動について

■活動の手順

手びき p4



【除却作業時の注意点】

①必ず2名以上で活動！（事故等防止のため）



②腕章・ビブス着用

③除却してよい広告物が確認してください

④登録員証明書を携帯してください

No. 1122333

登録員証明書

氏名 天神 太郎

上記の者は、福岡市路上違反広告物追放登録員であることを証明する。

令和2年7月1日

福岡市長 高島 宗一郎 印

有効期限 令和4年6月30日

※代表者様を通じて、登録員の皆様に配布されるカード

Ⅲ 除却活動について

■活動の手順

手びき p4



【一時保管をお願いします】

除却した広告物は
捨てないで！※

※除却した際に破損した
「はり紙」（シール含む）は、
捨てても構いません。



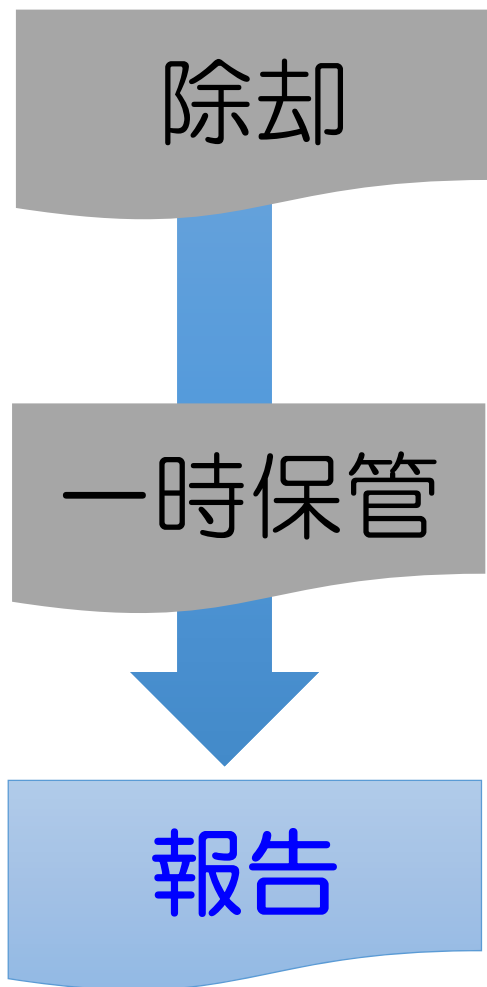
除却日・種別・
枚数等を明示して
保管を！

保管場所：活動拠点の公民館内や集会所内、会社の物置など
（※雨風がしのげる場所で、業者が回収できる場所であれば、屋内・屋外問いません）

Ⅲ 除却活動について

■活動の手順

手びき p4



【報告書を提出してください】

- ①除却完了報告書に記入
- ②活動翌月の10日までに提出



様式第11号
(2枚1組)

代表者さまは
郵送・FAX・メール
などで
提出してください。

様式
手びきp22~23

Ⅲ 除却活動について

【参考】 ■活動後の流れ

手びき p5

福岡市（都市景観室）による回収等

広告物の
回収

- ①除却完了報告書をもとに回収日程を調整
- ②契約業者が回収

※回収場所が分かりにくい場合などは、業者の回収日に立ち会っていただくことがあります



みなさんが
保管していた
広告物を
回収します

公示後、
返還又は廃棄

- ①各区役所に掲示
- ②返却又は廃棄

広告物の持ち主から
申し出がなければ
廃棄します

Ⅲ 除却活動について

■活動中に事故が発生した場合

手びき p4

活動中に事故に遭ったり、
通行人等にケガを負わせたりした場合は・・・



【必ず連絡してください】

※後日、「事故発生報告書」を提出していただきます。

福岡市住宅都市局都市景観室

電話：711-4395

FAX：733-5590

IV その他（代表者さま向け）

IV その他（代表者さま向け）

手びき p7

■ 除却作業に必要な用具は
市からお渡しいたします。

- 腕章
- ビブス
- 軍手
- ヘラ
- シール剥がし剤
など



IV その他（代表者さま向け）

■ 認定期間は2年間（7月1日～翌々年6月30日）

手びき p6

認定期間が終了する団体様には、
5月下旬頃にお知らせの文書・
更新手続きの資料を郵送しています。



継続を希望される方は、認定期間終了の年の
6月30日までに更新のお手続きをお願いします。

お問い合わせ・申請先

住宅都市局 都市景観室

電話 092-711-4395
FAX 092-733-5590 (都市景観室宛て明記の上)
住所 〒810-8620
福岡市中央区天神1丁目8-1 (市庁舎4階)
E-mail toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

福岡市の屋外広告物に関する情報は、
福岡市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市屋外広告物

検索 